

■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
全域	RC・SRC造 など	2階の床およびこれを支持する梁への配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事 (※法7条の3参照)	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(新潟市)

特定行政庁	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程	
新潟市	木造	建方 軸組(枠組み壁工法にあっては耐力壁)工事の工程	軸組(枠組み壁工法にあっては耐力壁)を外装材又は内装材で覆う工事の工程	
	S造	基礎	基礎及び地中梁の配筋工事が完了した工程	基礎及び地中梁の配筋を覆うコンクリート打設工事の工程
		建方	2階の床版の取付工事の工程	耐火被覆材、外装材又は内装材などで鉄骨の接合部を隠蔽する工事の工程
	RC・SRC造	基礎	基礎及び地中梁の配筋工事が完了した工程	基礎及び地中梁の配筋を覆うコンクリート打設工事の工程
		建方	2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事が完了した工程。ただし、当該工事を現場で施工しないものは、2階の梁及び床版を取付ける工事の工程	2階の床及びこれを支持する梁の配筋を覆うコンクリート打設工事の工程。ただし、当該工事を現場で施工しないものは、2階の柱又は壁を取付ける工事の工程
	その他の構造	基礎	基礎及び地中梁の配筋工事が完了した工程	基礎及び地中梁の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程
混構造		主たる構造種別における、それぞれの工事の工程	主たる構造種別における、それぞれの工事の工程	
備考	<ul style="list-style-type: none"> 同一敷地内に2以上の建築物がある場合や、建築物を工区分けして施工する場合は、最初に特定工程に到達した建築物、又は工区の工程完了時に中間検査を実施。 法86条の規定(一団地認定)が適用される建築物については、それぞれの建築物ごとに中間検査の対象を判断する。 			

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※ 以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	対象建築物	適用の除外	施行
全域	<ul style="list-style-type: none"> 階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ※法7条の3参照 ※プレキャストの場合を含む 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	H19.6.20～

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(新潟市)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
新潟市	<p>新築 増築 改築</p> <ul style="list-style-type: none"> 法別表第1(イ)欄第(1)～(4)項に掲げる用途に供する2階以上の床面積の合計が500㎡を超える建築物(共同住宅を除く) 階数が2以上の共同住宅 階数が2以上の長屋 分譲を目的とする、階数が2以上かつ床面積が50㎡を超える一戸建ての住宅(兼用住宅を含む) <p>※分譲を目的とする一戸建ての住宅は、建築工事届(第三面)の【住宅部分の概要】【へ利用関係】により判断 ※中間検査が適用除外となる建築物の場合は申請書(第三面)・建築計画概要書(第二面)の「その他必要な事項」欄に適用除外の要件を明記してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法18条の規定による建築物(国、県、新潟市等の建築物) 法第68条の11第1項の規定により型式部材等製造者の認証を受けた者による当該認証に係る建築物 法第85条第5項の規定による許可を受けた仮設建築物 品確法第5条第1項の規定による「建設住宅性能評価書」の交付を受ける建築物 独立行政法人住宅金融支援機構から貸付けを受ける建築物で現場検査(中間期)を受けるもの 住宅瑕疵担保履行法第19条第1号及び第2号の規定による保険契約に係る現場検査を受ける建築物 	H27.4.1～H31.3.31

※新築は、棟新築の建築物です。

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。